

● 市民税・県民税申告の日時・会場

※各会場の時間が限られています。営業・農業・不動産収入のある人は、必ず収入と経費をまとめて計算したうえで、申告してください。

期日	会場	時間	町内会等	期日	会場	時間	町内会等		
2/3 (月)	市役所第一別館 (南側駐車場)	9:00~12:00	期間中に都合のつかない人	2/19 (水)	吾平保健センター	9:30~12:00	赤野、麓中、麓東、麓西、寒水、西原		
2/4 (火)		13:30~16:00		13:30~16:00		寺ヶ迫、中尾、楢上、持田、あけぼの、楢下			
2/5 (水)	高隈地区交流 促進センター	9:30~10:30	高隈、大黒	2/20 (木)	吾平総合支所	9:30~12:00	上町、中町、下町、坂下、益田、上屋敷、西横町、原田、町園		
	市役所第一別館 (南側駐車場)	10:30~12:00	上祇川、祇川			13:30~16:00	緑、ひまわり、祇園、希望ヶ丘、中央、宮前、堀木田、新堀木田、坂元、こすもす、駅前、鷺、川上、グリーンビレッジ吾平、期間中に都合のつかない人		
	東原研修館	13:30~16:00	東原						
2/6 (木)	大始良地区 学習センター	9:30~10:30	大始良西、大始良東、田淵	2/21 (金)	市成校区公民館	9:30~12:00	上方、下方、辰喰、上場団地、宮園、久木野々、上沢津、下沢津		
		10:30~12:00	南、獅子目			13:30~16:00	本町、和泉ヶ野、風呂段、堂平、坂宮、一番郷、二番郷、西原、愛宕、上平房、白別府、歌丸、名主段、諏訪、福岡、楢久保		
		13:30~14:30	横山、下堀	2/25 (火)	百引校区公民館		9:30~12:00	竹下、影吉、中平房、下平房、三原	
		14:30~16:00	萩塚、池園、飯隈、星塚			9:30~12:00	八重山、朝倉、仏山		
2/7 (金)	笠之原公民館	9:30~12:00	笠之原	2/26 (水)	細山田分館	9:30~12:00	徳留、飯屋、浮平田、柏木、日新、谷田		
		13:30~14:30	寿3・4丁目			9:30~12:00	立小野、高松、堂園、伊集院、栢場、外堀、共和、新中堀、昭栄、花鎌、更和、土持		
		14:30~16:00	札元1・2丁目、旭原			13:30~16:00	東新堀、西新堀、下之段、東共心、東西、入部堀、矢柄、上矢柄、栄、上栄、上辰喰		
2/10 (月)	西原地区 学習センター	9:30~10:30	今坂、郷之原、大浦	2/27 (木)	細山田分館	9:30~12:00	東新町、共心、西新町、生栗須		
		10:30~12:00	西原2丁目東・西・中央			13:30~16:00	新栄、竹下堀、平瀬、辰喰、馬掛		
		13:30~14:30	上谷、新生	2/28 (金)	有里農業研修 センター	9:30~12:00	中郷、山下		
		14:30~16:00	西原1・3・4丁目			13:30~16:00	中野、下中		
2/12 (水)	高須地区 学習センター	9:30~12:00	高須、浜田	3/1 (日)	市役所第一別館 (南側駐車場) 吾平総合支所 輝北総合支所 串良総合支所	9:00~12:00	期間中の平日に 都合のつかない人		
		13:30~14:30	上野			3/2 (月)	農村環境改善 センター	9:30~12:00	県営十三塚・大久保段、大迫、城ヶ崎、松崎、永峯、鳥之巣、中山原、塩塚
		14:30~16:00	野里					13:30~16:00	十三塚
		2/13 (木)	花岡地区公民館					9:30~10:30	海道、古里、白水、一里山
10:30~12:00	花里、花岡、根木原、鶴羽			13:30~16:00	柳谷、下方限				
2/14 (金)	田崎地区 学習センター	9:30~10:30	川西	3/4 (水)	下小原農業 研修センター	9:30~12:00	下小原		
		10:30~12:00	川東、永野田			9:30~12:00	中甫木、下甫木、富ヶ尾中央		
		13:30~16:00	田崎、名貴			13:30~16:00	平和、星ヶ丘、吹上田、新大塚原、下大塚原、上大塚原上、上大塚原下、桜ヶ丘		
2/17 (月)	鶴峰東地区 ふれあいセンター	9:30~10:30	寿5・6・7丁目、泉ヶ丘	3/5 (木)	串良B&G海洋 センター	9:30~12:00	岡崎上、岡崎東西		
		10:30~12:00	緑山、寿2丁目			9:30~12:00	諏訪下、串良中央		
		13:30~14:30	寿8丁目	3/6 (金)	串良公民館	9:30~12:00	永和、堅田、串良東部		
		14:30~16:00	新川			13:30~16:00	期間中に都合のつかない人		
2/18 (火)	下名東地区 ふれあいセンター	9:30~12:00	古前城、本町、北田東大手、西大手、朝日町、向江、共栄、曾田、白崎、新栄	3/9 (月)	串良公民館	9:30~12:00	期間中に都合のつかない人		
		13:30~16:00	打馬、王子			13:30~16:00	期間中に都合のつかない人		
2/19 (水)	市役所第一別館 (南側駐車場)	9:30~10:30	期間中に都合のつかない人	3/10 (火)	市役所第一別館 (南側駐車場)	9:00~12:00	期間中に都合のつかない人		
		10:30~12:00	期間中に都合のつかない人			3/16 (月)	市役所第一別館 (南側駐車場)	13:30~16:00	期間中に都合のつかない人
		13:30~16:00	期間中に都合のつかない人						

※各申告会場における人数調整の都合上、旧町内会名及び旧自治会名等で記載しているところもあります。ご了承ください。

※「はらいがわふれあいセンター」は空調設備工事により会場を使用できないため、例年と会場が異なりますのでご注意ください。

市民税・県民税 申告は最寄りの会場で!!

市では令和2年2月3日(月)から市民税・県民税の申告を受け付けます。

申告期間中は、最寄りの会場での申告にご協力ください。

なお、確定申告(株式、配当及び1回目の住宅借入金等特別控除等の内容)を行う場合は、税務署での申告をお願いします。 **問**市税務課 TEL 0994-31-1112

● 市民税・県民税申告が必要な人

令和2年1月1日時点で鹿屋市に住所がある人は、原則として申告が必要です。

ただし、次のいずれかに該当する人は、申告する必要はありません。

- 令和元年分の所得税の確定申告書を、税務署へ提出した人、又は提出予定の人
- 前年中の収入が給与だけで、勤務先から市に給与支払報告書が提出され、雑損控除・医療費控除等を追加する必要がない人
- 配偶者控除、扶養控除の対象になっている人で、平成31年・令和元年中に収入がなかった人(扶養者と被扶養者が同一世帯の場合のみ)
※個人の課税(非課税)証明や所得証明が必要な場合は、申告が必要です。
- 公的年金のみを受給している65歳以上(昭和30年1月1日以前生まれ)の人で、公的年金収入金額(支払先が2か所以上あるときはその合計額)が148万円以下の人
- 公的年金のみを受給している65歳未満(昭和30年1月2日以降生まれ)の人で、公的年金収入金額(支払先が2か所以上あるときはその合計額)が98万円以下の人
- 前年中の収入が公的年金だけで、その公的年金の支払先から送られてきた扶養親族等申告書を提出済で、社会保険料控除・生命保険料控除・医療費控除等の追加をする必要がない人
- 令和2年1月1日現在、生活保護受給者で、平成31年・令和元年中にその他の収入がなかった人
- 障害年金又は遺族年金の受給者で、平成31年度市民税・県民税申告を行った人

● 申告に必要な物

- 申告書(申告書がない場合は申告会場に準備してあります)
- 印鑑
- マイナンバーカード(個人番号と本人の確認)
※マイナンバーカードが無い場合は次の例で示す「個人番号が分かるもの」と「本人確認書類」が必要となります。

個人番号が分かるもの	本人確認書類
・マイナンバー通知カード	・顔写真付き本人確認書類1点
又は	※運転免許証やパスポートなど
・個人番号の記載がある住民票	又は
	・顔写真無し本人確認書類2点
	※保険証や年金手帳など
- 平成31年・令和元年中の収入状況が分かるもの
○給与・公的年金の源泉徴収票、給与支払明細書 など
○営業、農業、不動産などの収入額、販売額及び収支が分かる帳簿や領収書 など
※記帳・帳簿等の保存が義務となっています。ご自身で収支内訳書を作成してから申告してください。

~ここがポイント~
控除を受けるために必要な書類

- 平成31年・令和元年中に支払った医療費の明細書(医療費通知、領収書)
- 健康保険料・国民年金保険料などの領収書、生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- 障害者手帳・障害者控除対象者認定書(※詳細は高齢福祉課まで)⇒障害者控除 学生証⇒勤労学生控除 など
- 配偶者の収入を証明するもの⇒配偶者特別控除
- 寄附をした場合、日本赤十字社等の発行する領収書や地方公共団体の発行する寄附金受領証明書 ⇒寄附金控除(ワンストップ特例を申請した人で、申告が必要になった人を含む)

申告をお忘れなく!